

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日、  
日曜日の  
翌日)

## 目次

- ◇ 告示 字の区域の新設等
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良事業の認可

## 告示

### 鳥取県告示第三百四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による千代地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和四十九年三月三十一日現在の地番による。)

菫蒲字鳥居畷

- 菫蒲字鳥居畷西割三三の一部、二四の一部、二四の一、二五の一部、二六の一部及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字鳥居畷東割二七の一から二七の四までの一部、四三の一部、四四の一部及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字栗坪西四五、四六の一部、四六の一の一部、四七の一部、四八、四九の一部、五二の一、五四の一の一部、五五の一から五六まで、五七の一部、五八の一部、五九の一、六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字栗坪東六二の五の一部、菫蒲字本丸一四〇の一部、一四七から一五〇までの一部、一五一、一五二から一五四までの一部、一五五及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字深免東一五八、一五九、一六〇の一部、一六一の一部、一六三の一部、一六五の一部、一六六の一部、一六八の一部、一六九、一七〇の一部、一七一の一部、一七二の一の一部、一七三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに菫蒲字深免西一七五から一七八の一までの一部、一七九の一部、一八二の

	<p>一部、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>菫蒲字深免</p>	<p>菫蒲字栗坪西五七の一部、五八の一部、六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字栗坪東六二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字高畑一一九の二、一一九の四、一一九の六、一二四の二の一部、一二六の一の一部、一二六の四及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字四反畑の全域、菫蒲字本丸一四〇の一部、一四一の一部、一四二の一の一部、一四二の二、一四三から一四五までの一部、一四六、一四七から一五〇までの一部、一五二から一五四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字深免東一六〇の一部、一六一の一部、一六二、一六三の一部、一六五の一部、一六六の一部、一六八の一部、一七〇の一部、一七二の一部、一七二、一七二の一の一部、一七三の一部及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字深免西一七四、一七五から一七八の一までの一部、一七八の二、一七九の一部、一八〇、一八一、一八二の一部、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字寺ノ前一九五の一部、一九六、一九七、一九八の一部、二〇〇の一部、二〇一の二の一部、二〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字中ノ丁二二一から二二七までの一部、二二八、二二八の一の一部、二二九から二三二までの一部、二三三、二三三の二の一部、二三四の一部、二三五の一の一部、二五〇の二、二二六から二二九の一までの一部及び二二九の二、  <small>二六三 二六三 二六三</small> 合併  菫蒲字中土居二六〇の一部、二六一の一部、  <small>二六三 二六三 二六三</small> 合併</p>
<p>菫蒲字前河原</p>	<p>の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに菫蒲字前田三一一の一部、三一二の一部、三一二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>菫蒲字前河原</p>	<p>菫蒲字栗坪東六二の一、六二の二及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字玉川尻の全域、菫蒲字高畑一一八の一、一一八の四、一一九の一、一一九の三、一一九の五、一一九の七から一一九の九まで、一二〇の一から一二四の一まで、一二四の三、一二四の四、一二六の二、一二六の三及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字東土居三五一の四及び三五二の四、菫蒲字前河原南の全域、菫蒲字前河原北の全域並びに菫蒲字下河原の全域</p>
<p>菫蒲字押当</p>	<p>菫蒲字下灌々三九六の一の一部、三九六の二、三九七から三九八の四までの一部、四〇〇の一部、四〇二の一部、四〇三の一から四〇六まで、四〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字上灌々四〇八の一部、四〇九の一部、四一一の一の一部、四一一の二、四一一の三、四一二の二の一部、四一八の二の一部、四一九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一八の一と一体をなす国有地の一部、菫蒲字北代六一七から六一九までの一部、六二二の一部、六二三の一部、六二七の一の一部、六二八の一部、六二九の一部、六三二の一部及び六三三の一部、菫蒲字西海士六三四の一部、六三五から六三七までの一部、六三八の一から六四〇までの一部、六四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、菫蒲字八反田の全域、菫蒲字押當テの全域、</p>



	<p>菖蒲字津浪道西七四の一及び七五、服部字津浪道西ノ巷一九の一、服部字玉向四三の一の一部並びに服部字東石田四四の一の一部、四四の三の一部、四四の四の一部、四八の一部、四九、五〇、五一の一部、五二及びこれらと一体をなす国有</p>
<p>地菖蒲字鳥居厩東割</p>	<p>菖蒲字鳥居厩東割のうち二七の一から三八まで、四〇、四二から四四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>菖蒲字栗坪西</p>	<p>菖蒲字栗坪西のうち四五から五〇の二まで、五二の一、五四の一、五五の一から五九の一まで、六一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>菖蒲字栗坪東</p>	<p>菖蒲字栗坪東のうち六二の一、六二の二、六二の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>菖蒲字津浪道西</p>	<p>菖蒲字津浪道西のうち七四の一、七五、七六の一及び七六の六以外の区域</p>
	<p>菖蒲字寺ノ前のうち一九五の一部、一九六、一九七、一九八の一部、二〇〇の一部、二〇一の二の一部、二〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、菖蒲字高畑一二四の二の一部、一二六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、菖蒲字本丸一四一の一部、一四二の一の一部、一四三から一四五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、菖蒲字新規千二〇三から二〇九の三まで、二〇九</p>
<p>菖蒲字中土居</p>	<p>菖蒲字中土居のうち二五六の一から二五七までの一部、二五八の一から二六一まで、<sup>二六二</sup>二六三<sup>二六三</sup>合併、<sup>二六四</sup>二六六<sup>二六六</sup>合併、二六七、二六八、二七一の一部、二七二の一、二七二の二、二七三の一部、二八五の一の一部、二八六の一部、二八七の二の一部、二八七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>菖蒲字寺ノ前</p>	<p>の四から二〇九の七までの一部、二〇九の八、二二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、菖蒲字中ノ丁二二一から二二七までの一部、二二八の一の一部、二二九から二二一までの一部、二二三から二二五の一までの一部、二二六から二二九の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、菖蒲字加路田二三〇から二三五まで、二三六の一部、二三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、菖蒲字中土居二五六の一から二五七までの一部、二五八の一から二五九まで、二六〇の一部、<sup>二六二</sup>二六一<sup>二六二</sup>合併の一部、<sup>二六三</sup>二六四<sup>二六三</sup>合併、<sup>二六五</sup>二六七、<sup>二六六</sup>二六八、<sup>二六七</sup>二七一の一部、<sup>二六八</sup>二七一の一部、<sup>二六九</sup>二七二の一部、<sup>二七〇</sup>二七三の一部及びこれらと一体をなす国有地、菖蒲字前田三〇九から三一二の一までの一部、三一三、三一三の一、三一四の一部、三一五の一部、三一五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに菖蒲字西ノ前四九六の一部、五〇六の一部、五二七から五二九までの一部、五三〇の二の一部、五三三の一部、五三四及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>菖蒲字前田</p>	<p>菖蒲字前田のうち二九二、二九三、二九四の一部、二九八から三〇〇の一までの一部、三〇一の一部、三〇二の一部、三〇四の一部、三〇六の一、三〇七から三一五の一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>菖蒲字東土居</p>	<p>菖蒲字東土居のうち三五一の四及び三五二の四以外の区域並びに菖蒲字前田三〇六の一の一部、三〇七の一部、三〇八の一部、三一四の一部、三一五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>菖蒲字下瀧々</p>	<p>菖蒲字下瀧々のうち三八八の一部、三九〇の一部、三九一、三九二の一部、三九二の六、三九三から四〇七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>菖蒲字土居下モ</p>	<p>菖蒲字土居下モのうち四二三から四二八の一まで、四三〇の一の一部、四三三の一、四三五の一、四三七の一の一部、四三七の二の一部、四三八、四四〇から四四二の一まで、四四三の一部、四四四から四四八の一まで、四四八の二の一部、四四九、四五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>菖蒲字西土居</p>	<p>菖蒲字西土居のうち四八一の二の一部、四八四の一から四八四の三まで、四八五の一部、四八六の一から四八八まで、四八九の一部、四九〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに菖蒲字加路田二四四から二四八までの一部、二五〇から二五三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>菖蒲字西ノ前</p>	<p>菖蒲字西ノ前のうち四九六の一部、五〇六の一部、五二七から五二九までの一部、五三〇の二の一部、五三三の一部、五三四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、菖蒲字新規干二〇九の四から二〇九の七までの一部、二一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、菖蒲字加路田二三六の一部、二三七の一部、二三八から二四三まで、二四四から二四八までの一部、二四九、二四九の一、二五〇から二五三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、菖蒲字中土居二八五の一部、二八六の一部、二八七の二の一部及び二八七の三の一部 菖蒲字前田二九二、二九三、二九四の一部、二九八から三〇〇の一までの一部、三〇一の一部、三〇二の一部、三〇四の一部、三〇六の一部、三〇七から三一〇までの一部、三一四の一部及びこれらと一体をなす国有地、菖蒲字西土居四八五の一部、四八七の一部、四八七の二の一部、四八八、四八九の一部、四九〇及びこれらと一体をなす国有地並びに菖蒲字関ノ元五四三から五四五までの一部、五四六、五四七、五四八から五五〇まで、五五一の一部、五五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>菖蒲字関ノ元のうち五四三から五四五までの一部、五四六、五四七、五四八の一) 合併、五四八から五五〇まで、五五一の一部、五五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、菖蒲字西土居四八一の二の一部、四八四の一から四</p>	<p>菖蒲字関ノ元のうち五四三から五四五までの一部、五四六、五四七、五四八の一) 合併、五四八から五五〇まで、五五一の一部、五五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、菖蒲字西土居四八一の二の一部、四八四の一から四</p>

<p>葛蒲字 綱原</p>		<p>葛蒲字 関ノ元</p>
<p>八四の三まで、四八五の一部、四八六の四から四八六の五まで、四八七の二の一部、四八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、葛蒲字綱原五五三の一部、五五三の一、五五四の一部、五五七の一部、五五八から五六二まで、五六三の一部、五六五の一部、五六五の一、五六六、五六八の二の一部、五六八の二、五六九の一部、五七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに葛蒲字宮ノ元五九六の一部、五九七の一部、五九八から六〇〇まで、六〇一の一部、六〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>葛蒲字綱原のうち五五三の一部、五五三の一、五五四の一部、五五七の一部、五五八から五六二まで、五六三の一部、五六五の一部、五六五の一、五六六、五六八の二の一部、五六八の二、五六九の一部、五七〇の一部、五八一の二から五八三まで的一部、五八八の一部、五八九の一部、五九一の一部、五九二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、葛蒲字下滝々三八八の二の一部、三九〇の一部、三九一、三九二の二の一部、三九三の一部及びこれらと一体をなす国有地、葛蒲字上滝々四一三(四一四)合併の一部、四一三(四一四)合併の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一六及び四一七と一体をなす国有地の一部、葛蒲字土居下モ四二三の一部、四二四の一部、四二五、四二六の二、四二六の二の一部、四二七、四二八の二、四三〇の二の一部、四三三の二、四三五の二、四三七の二の一部、四三七の二の一部、四三八、四四〇、四四一、四四二の二</p>	<p>八四の三まで、四八五の一部、四八六の四から四八六の五まで、四八七の二の一部、四八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、葛蒲字綱原五五三の一部、五五三の一、五五四の一部、五五七の一部、五五八から五六二まで、五六三の一部、五六五の一部、五六五の一、五六六、五六八の二の一部、五六八の二、五六九の一部、五七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに葛蒲字宮ノ元五九六の一部、五九七の一部、五九八から六〇〇まで、六〇一の一部、六〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>葛蒲字 樋ノ口</p>	<p>葛蒲字 樋ノ口</p>	<p>葛蒲字 宮ノ元</p>
<p>葛蒲字下滝々三九〇の二の一部、三九二の二の一部、三九二の六、三九三の二、三九四から三九五の三まで、三九六の二の一部、三九七から三九八の四まで的一部、三九九、四〇〇の一部、四〇一、四〇二の一部、四〇七の一部及び</p>	<p>葛蒲字樋ノ口のうち六四五から六四八まで的一部、六四九、六五〇、六五一の一部、六六二の一部、六六三から六六五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>葛蒲字宮ノ元のうち五九三から六〇一まで、六〇二の一部、六〇三から六〇七まで、六〇八の二の一部、六〇八の二、六一四の一部、六一五の一部、六一六の二、六一六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>部、四四二の二、四四三の一部、四四四から四四八の一まで、四四八の二の一部、四四九、四五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、葛蒲字宮ノ元五九三の一部、五九三の二、五九四から五九五の二まで的一部、五九五次一、五九六の一部、五九七の一部、六〇一の一部、六〇二の一部、六〇三、六〇四の一部、六〇五の一部、六〇六、六〇七の一部、六〇八の二の一部、六〇八の二の一部、六一四の一部、六一五の一部、六一六の二、六一六の二及びこれらと一体をなす国有地、葛蒲字北代六一七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六一八と一体をなす国有地の一部並びに葛蒲字樋ノ口六四八の一部、六四九、六五〇、六五一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>部、四四二の二、四四三の一部、四四四から四四八の一まで、四四八の二の一部、四四九、四五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、葛蒲字宮ノ元五九三の一部、五九三の二、五九四から五九五の二まで的一部、五九五次一、五九六の一部、五九七の一部、六〇一の一部、六〇二の一部、六〇三、六〇四の一部、六〇五の一部、六〇六、六〇七の一部、六〇八の二の一部、六〇八の二の一部、六一四の一部、六一五の一部、六一六の二、六一六の二及びこれらと一体をなす国有地、葛蒲字北代六一七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六一八と一体をなす国有地の一部並びに葛蒲字樋ノ口六四八の一部、六四九、六五〇、六五一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	







<p>服部字限ノ内</p>	<p>らと一体をなす国有地以外の区域、服部字高畷九九の一部、一〇一の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九七及び九八と一体をなす国有地の一部、服部字松ヶ段西上ノ一七〇の五の一部、一七一の一部、一七三の一部、一七四の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字松ヶ段西上ノ二七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに服部字松ヶ段西下ノ壱二五八の一部、二六四の一部、二六四の一部、二六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>服部字松ヶ段西上ノ一</p>	<p>服部字松ヶ段西上ノ一のうち一七〇の二から一七〇の五まで、一七〇の七から一七〇の九まで、一七〇の一七、一七〇の一八、一七一から一七四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>服部字松ヶ段西上ノ二</p>	<p>服部字松ヶ段西上ノ二のうち一七五の二、一七五の三、一七六の二、一七六の三、一七七の二、一八一の二、一八二から一八四まで、一八五の二、一八五の三、一八九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>服部字松ヶ段西下ノ壱</p>	<p>服部字松ヶ段西下ノ壱のうち二五八の一部、二六四の一部、二六四の二の一部、二六四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>服部字松ヶ段西下ノ弐</p>	<p>服部字松ヶ段西下ノ弐のうち二八〇の三、二八二の二及び二八二の一以外の区域</p>

<p>下味野字樋詰</p>	<p>下味野字樋詰のうち六二二の三、六二三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	
<p>廃止する字の名称</p>	<p>葛蒲字鳥居畷西割、葛蒲字加路田、葛蒲字玉川尻、葛蒲字四反畑、葛蒲字上瀧々、葛蒲字前河原南、葛蒲字本丸、葛蒲字北代、葛蒲字前河原北、葛蒲字深免東、葛蒲字高畑、葛蒲字深免西、葛蒲字八反田、葛蒲字新規干、葛蒲字押當テ、葛蒲字中ノ丁及び葛蒲字下河原</p>	
<p>鳥取県告示第三百四十八号</p>		
<p>生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。</p>		
<p>昭和五十一年四月二十七日</p>		
<p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>		
<p>名 称</p>	<p>所 在 地</p>	<p>廃 止 年 月 日</p>
<p>由良 齒科 医院</p>	<p>東伯郡大栄町由良宿 五五六</p>	<p>昭和四十六年六月三日</p>
<p>米 山 薬 局</p>	<p>鳥取市上魚町</p>	<p>昭和四十年十一月三十日</p>
<p>佐々木 薬 局</p>	<p>鳥取市瓦町</p>	<p>昭和四十九年五月二十八日</p>
<p>広田セイセイ堂薬局</p>	<p>鳥取市西品治七二六</p>	<p>昭和四十九年十二月十日</p>

宮本薬局	鳥取市若桜町三八	昭和四十三年九月二十五日
平井薬局駅前店	鳥取市今町二丁目一〇二	昭和四十九年十月二十九日

鳥取県告示第三百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

羽合土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	故島賢市	東伯郡羽合町大字長瀬一、一五〇一六
村松	優	一、〇四八一
岡本	治郎	一、〇五〇一二
植原	正隆	一、一六二
村口	春高	一、六七一一二
磯江	正一	久留二一四
宮本	良吉	八〇
西崎	善太郎	一六二
椿	徳	田後六九四
福井	勝治	五九五一九
梅田	利康	上浅津二八三一

中村博文	一六六
竹信秀秋	三六八一
道家務	下浅津一五二
富山直幸	五三一四
中本豊吉	南谷四〇〇
川本實次郎	上橋津一九一四
岩本留治	橋津五三二
絹見石春	東郷町大字長江一、〇七八
岡本良藏	門田三四二一
井上一郎	倉吉市清谷六〇八
生田善太郎	大塚一一五
監事 國田一夫	東伯郡羽合町大字橋津一四七
北田昇一	上浅津二九一一
長村節	長瀬一、一七一

任期満了により退任

羽合土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	故島賢市	東伯郡羽合町大字長瀬一、一五〇一六
荒井	堅太郎	一、四八八一
荒井	博	一、〇七五
植原	正隆	一、一六二
河原	條照實	二、二九七三三
磯江	正一	久留二一四

宮本良吉	八〇
前田健壽	水下一四五一二
磯江一美	田後八二四
福井勝治	五九五一九
梅田利康	上浅津二八三一
中村博文	一二六
竹信秀秋	三六八一
富山直幸	下浅津五三三四
中本豊吉	南谷四〇〇
松本栄次郎	四四六
川本實次郎	上橋津一九一四
岩本留治	橋津五三二
絹見石春	東郷町大字長江一、〇七八
岡本良蔵	門田三四二一一
井上一郎	倉吉市清谷六〇八
生田善太郎	大塚一一五
杉本廣	東伯郡羽合町大字長瀬一、一四五―四
北田昇一	上浅津二九一一一
國田一夫	橋津一四七

昭和五十一年二月二十六日開催の通常総代会において選任され、昭和五十一年三月八日就任 任期四年

宇野山土地改良区  
退任した役員の氏名及び住所

理事 松村春正	東伯郡羽合町大字宇野一、五五九
竹中節蔵	八一七
中嶋英也	一、六一三
中川貞夫	一、五四二
本田房義	一、五四九
水野讓	一、五六八
上川昭	七七二の二

宇野山土地改良区  
就任した役員の氏名及び住所

理事 松村春正	東伯郡羽合町大字宇野一、五五九
竹中節蔵	八一七
中嶋英也	一、六一三
中川貞夫	一、五四二
本田房義	一、五四九
水野讓	一、五六八
上川昭	七七二の二

任期満了により退任

監事 西村清安	一、五三四
尾嶋昭男	七九八
坂本文弘	八〇〇
伊藤義輝	七九〇
本田幸夫	一、五八九



つたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第三百五十二号**

岸本町から申請のあつた町営土地改良(清山地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三